

慶長4年閏3月の反石田三成訴訟騒動に関連する毛利輝元書状（「厚狭毛利家文書」）の解釈について

白 峰 旬

【要 旨】

通説でよく取り上げられる、いわゆる豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は、歴史的事実ではないということを、筆者は昨年（2018年）、拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である—フィクションとしての豊臣七将襲撃事件—」を発表して指摘したが、その際、同時期の毛利輝元書状（「厚狭毛利家文書」）について、紙幅の都合から考察できなかったため、前掲・拙稿の補足として本稿では考察する。

【キーワード】

豊臣七将襲撃事件、反石田三成訴訟騒動、毛利輝元書状、厚狭毛利家文書、『山口県史』史料編・中世3

はじめに

筆者は昨年（2018年）、拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である—フィクションとしての豊臣七将襲撃事件—⁽¹⁾（以下、前稿と略称する）を発表した。この前稿では、光成準治『関ヶ原前夜—西軍大名たちの戦い』⁽²⁾（以下、光成本と略称する）で検討されている同時期の毛利輝元書状（「厚狭毛利家文書」）について、紙幅の都合から考察できなかったため、前稿の補足考察として、本稿では、その毛利輝元書状の解釈について論及したい。

なお、通説では、慶長4年（1599）閏3月におきた「豊臣七将襲撃事件」という名称が流布しているが、前稿で検討したように、「豊臣七将襲撃事件」は歴史的事実ではない単なる虚構（フィクション）にすぎないので⁽³⁾、この事案については、石田三成と敵対した豊臣諸将による「反石田三成訴訟騒動」と仮称して論を進めたい。

毛利輝元書状の解釈についての考察

光成本で毛利輝元の関係書状（「厚狭毛利家文書」）として取り上げられているのは、『山口県史』史料編・中世3⁽⁴⁾ 収載の次の6つの文書である。

『山口県史』史料編・中世3…30号文書（光成本のC文書⁽⁵⁾）

同 上 …43号文書（光成本のB文書⁽⁶⁾）

同 上	…44号文書（光成本のD文書 ⁽⁷⁾ ）
同 上	…45号文書（光成本のE文書 ⁽⁸⁾ ）
同 上	…46号文書（光成本のA文書 ⁽⁹⁾ ）
同 上	…47号文書（光成本のF文書 ⁽¹⁰⁾ ）

前掲『山口県史』史料編・中世3を見るとわかるように、これらの毛利輝元書状は、差出書、宛所、年月日の記載がなく、「端裏捻封ウワ書」に「右馬（＝毛利輝元）」、「元康（＝毛利元康）まいる御返事」（或いは、「元康（＝毛利元康）まいる 申給へ）」などという記載があることから「毛利輝元書状」としているに過ぎない、という点には注意する必要がある。

よって、上記の30号、43号、44号、45号、46号、47号の各文書について、慶長4年閏3月に比定できるのかどうか、という点を根本的に検討しなくてはならない（光成本ではすべて慶長4年閏3月に関係する内容として扱っている）。

そこで、上記の各文書について、以下にそれぞれ引用したうえで、その内容を検討したい。

【30号文書】（『山口県史』史料編・中世3、光成本のC文書）

- f 面むきのあつかいの返事、いまたなく候、返事候者可申候、
御書中拝見候、a 誠於于今ハ弥彼間之調入事候、安国寺へも其申事候、 b 彼方ことのほか入魂とハ聞え候、尚以調肝心と存候、
- 一 c 其元普請ハとかく早々調罷下度候間、普請急申事候、榎中被仰談候而可給候、
- 一 d 彼間ことニ申ふらし候ことせうし千万候、さたのかきりにて候、其用心之儀専一候、 彼者書中ミ申候、先度以来次の番事をのミ申候つれとも、右之段をさとり候て無同心候処、それさへ此成候間、さたのかきりにて候、何よりわるきことハ如此事候、御方如此承候事 天道も照覧、ちかころの之御心中真実と存候、則〓（書）進申候、御書中も返し申候、
- 一 e 御気分はやよく候之由、一段悦申候、尚以不可有御油断候、灸尤可然候、 恐々かしく、
（下線引用者、以下同様）

下線aは、現在はいよいよ「彼間之調」が必要であり、安国寺恵瓊へも毛利輝元からそのことを伝えた、としている。

下線bは、「彼方」とはとりわけ入魂と聞いているので、「調」が肝心と思う、としている。

下線cは、毛利元康に対して、「其元」での「普請」を急ぐように指示し、その理由として、毛利輝元がそこに早々に行きたいから、としている。そして、その普請については、榎本元吉と相談するように指示している。

下線dは、「彼間こと」を言い触らすことを厳禁し、その用心を第一にするように指示している。

下線eは、毛利輝元が毛利元康の健康状態を心配していることがわかる。

下線fは、正式な⁽¹¹⁾「あつかいの返事」（＝調停の返事）がいまだにないが、その返事がくれば毛利輝元から毛利元康に伝える予定としている。

下線aの「彼間之調」が、下線fの「あつかい」（＝調停）を指すことは明らかであるので、このことは大名間でのトラブルに関する調停（仲裁）を指すと推測できる。その調停について、毛利家では安国寺恵瓊が関与していることがわかる。その調停の進行については、「返事」がいまだにない状況とのことで、切迫した様子はこの文面からは窺えない。そして、この大名間でのトラブルに関しては、毛利元康が秘密を厳守すべき性格の問題であったことになる。下線bの「入魂」

については、大名間でのトラブルに関して、ある人物（「彼方」）が、どちらか一方と「入魂」であるので、その人物に調停の手助けを頼みたい、としているのであろう。

下線 f の内容からすると、毛利輝元は大坂か伏見に所在しているように思われるので、下線 c の「普請」というのは国許の城普請ではなく、大坂か伏見における毛利家の屋敷の普請であると推測できる。

以上の点を考慮すると、30号文書は、慶長4年閏3月の反石田三成訴訟騒動に関することを直接示す内容であるとは断定できない。

【43号文書】（『山口県史』史料編・中世3、光成本のB文書）

（「一」脱カ） a 面むきあつかい之事、いまた不澄候、 b 増右・治少より被申分ニハ、景勝・我等覚悟次第、何に分ニも可相定との儀候条、 c 景勝申談候而異見申候、可有分別哉と存候、趣可申候、

- 一 d 夕部禪高被越候而かたり被申候、内府入魂ハ非大かた候、 e 於其上も神文等とりかハし候様ニとの被申事候、弥無異儀候、可御心安候、
- 一 f 下やしきへ罷下候と聞え候て、尤可然と被申たる由候間、弥可相尋と申事候、一段可然被申様と聞え申候、只今之あれまハリ候物、気ニ少もあい不申、又そこ用心ニ聞え候、御賢慮之前候、趣追々可申候、
- 一 g 御気分可然之由肝心候、尚以不可有御緩候、時分からにて候、 h 夕部もそとハさわきたる由候、禪高とはるかまでかたり候て不存候つる、早々しつまり申候様ニと申事候、 かしく、

※下線 a～c の文の箇所は、冒頭の「一」が脱落している可能性が高い。

下線 a は、この時点では、正式な「あつかい」（＝調停）がまだ済んでいないことがわかる。そのため、下線 b にあるように、増田長盛・石田三成から毛利輝元へ「上杉景勝と我等（＝増田長盛・石田三成・毛利輝元）の覚悟次第で定まるだろう」と述べた、としている。このことから、正式な「あつかい」（＝調停）に関する一方の当事者が上杉景勝であることがわかる。そして、上杉景勝に増田長盛・石田三成・毛利輝元が味方していることもわかる。

ただし、下線 c にあるように、毛利輝元は上杉景勝に対して「異見」した、としていることから、この時点では、毛利輝元は慎重な姿勢を崩していない。

下線 d は、昨日の夜、山名禪高が毛利輝元のところへ来て話し合ったとしたうえで、山名禪高は徳川家康と非常に入魂の間柄としている。このことから、30号文書の下線 b における「彼方」とは徳川家康のことを指していること、「彼方」と入魂の人物とは山名禪高であることがわかる。

つまり、正式な「あつかい」（＝調停）とは、徳川家康と上杉景勝のトラブルに関する「あつかい」（＝調停）であり、その調停の手助けを山名禪高が毛利輝元から頼まれた、ということになる。

その山名禪高の提案というのは、起請文（「神文」）を両者（徳川家康と上杉景勝）で取り交わしてはどうかというもので、その点には毛利輝元も同意している。

下線 f に「下やしき」とあることから、30号文書の下線 c の「普請」とは、毛利家の下屋敷の普請であることがわかる。その場所は、大坂、或いは、伏見であろう。

下線 g は、前掲の30号文書の下線 e と同様に、毛利輝元が毛利元康の健康状態を心配していることがわかり、このことから前掲の30号文書と、この43号文書が内容的に関連する文書であり、時間的にも近い内容のものであることがわかる。

下線 h は、昨日の夜、毛利輝元が山名禪高と話し合った場所（大坂、或いは、伏見）の外では、

騒ぎがあったが早々に鎮まった、としている。この騒動というのは、徳川家康と上杉景勝の対立に関連するものと推測できる。

43号文書の内容からは、徳川家康と上杉景勝が対立している構図と、上杉景勝側に増田長盛・石田三成・毛利輝元が付いていることがわかるが、前掲の30号文書に、正式な「あつかいの返事」(＝調停の返事)がいまだにないとしているのは、上杉景勝からの返答が来ていないことを示している、と考えられる。

こうした点を考慮すると、43号文書が出された時期としては、慶長5年(1600)6月上旬に比定できる。とすれば、前掲の30号文書が出された時期も慶長5年6月上旬に比定できる。

ちなみに、毛利輝元は同年6月上旬に下国し⁽¹²⁾、家康は同年6月16日に上杉討伐のため大坂を出陣している⁽¹³⁾。

要するに、43号文書が出された時期は、上杉討伐が発動(家康の大坂城出陣)される直前のタイミングの時期であり、毛利輝元が下国する直前の時期でもあったことになる。

なお、43号文書の内容からは、この時期には毛利輝元は上杉景勝と家康の間の調停に尽力しており、毛利輝元が反家康の挙兵をおこなう様子は窺えない。

【44号文書】(『山口県史』史料編・中世3、光成本のD文書)

g 昨日彼方と間如此相調候、

- 一 a 治少身上面むき之あつかい三人衆へ申渡候、是も此中あつかいかけ有之候由候、 b 治少一人さほ山へいんきよ候て天下事無存知候様との儀候、是ニ可相澄候、 c 増右をもミな種々申候へとも、治少一人にて可澄と内意候、 d さ候とも増右者其まゝにてハ被居候ましく候条、可為同前候、是ほとニ澄候へ者可然候、 e 治少ことのほかおれたる被申事候、長老へふしを(か脱カ)ミナミたなかし候、 f 此一通事、家康よりも一段ミつ候へとの事候、一人ニも御さた候ましく候、よくその御心へ候へく候、梅りん・渡飛・児若其元へ被召寄候而、ミつにて被仰聞可給候、召上せ申候へ者、ことしく候、少も口外候ましく候由、かたく可被仰候、 かしく、

下線 a は、石田三成の身上について、毛利輝元が正式な「あつかい」(＝調停)を三人衆(＝三奉行〔増田長盛・長束正家・前田玄以〕)へ申し渡した、としている。このことから、この件の「あつかい」(＝調停)を取り仕切ったのは毛利輝元であったことがわかり、その点で重要である。毛利輝元は大老としてこの件を調停したと思われるので、三人衆とは五奉行のうちの3人(増田長盛・長束正家・前田玄以)と考えられる⁽¹⁴⁾。

下線 b は、その結果、石田三成一人が佐和山へ隠居することになり、三成は「天下事」には「存知」がないように、ということになった、としている。

下線 c は、増田長盛についても皆々は種々言っているが、(今は)石田三成一人の(隠居で)済むであろう、との内意である、としている。この場合の「内意」は輝元自身の内々の考え、という意味であろう。光成本では、この内意について「家康の決定を指す」(光成本、36頁)ととらえているが、家康の内意であれば、「御内意」となるはずであろう。

下線 d は、しかし、増田長盛は、(今後)そのままではいられないであろうから、(石田三成と同様になるであろうが、この程度で済めばそれでよい、としている。このことは、この件の「あつかい」(＝調停)を取り仕切った毛利輝元としての率直な感想であり、石田三成が佐和山への隠居程度で済んだことである程度安心した、ということになる。つまり、石田三成の佐和山への隠居は、処分としては軽微なものであった、という輝元の認識であり、三成の今後の政治的復権に

つながる、という思いであった、と推測できる。

下線 e は、石田三成の様子を示したもので、石田三成は放心状態になり⁽⁴⁵⁾、安国寺恵瓊（「長老」）に対して、三成は伏して拝み涙を流した、としている。三成は伏して拝み涙を流したことは、安国寺恵瓊が禅僧であったことによるものであろう。毛利輝元がこの書状にこうした記載をしたことは、三成と会った安国寺恵瓊からの報告に基づいたものであろうが、いささかオーバーな話に誇張された可能性も考えられよう。

石田三成が佐和山隠居が決まった際に、安国寺恵瓊と直接会っていたことは、三成の佐和山隠居後の動向（政権復帰への方途を含む）について毛利輝元からの今後の助力を伝えられたことへの感謝のうれし涙と推測することはできないだろうか。

なお、光成本（35頁）では、下線 e の「ふし」を「ふみ＝文」と読み替えて、「（三成から）安国寺恵瓊への書状を見て、（輝元も）涙を流しました。」と現代語訳をしているが、「ふし」は「伏し」と理解すべきであろう。よって、涙を流したのは石田三成ということになる。

下線 f は、家康からこの件について内密にするように、とのことであったので、毛利輝元は毛利元康に対して口外しないように指示している。上述のように、この件の「あつかい」（＝調停）を取り仕切ったのは毛利輝元であったので、もう一人の大老の家康と輝元が、この件について沈静化させるために、今後口外しないことを申し合わせたのかもしれない。

下線 g は、昨日、「彼方」との間で「相調候」としているのので、昨日、「あつかい」（＝調停）が調った、ということになる。とすると、この書状は慶長4年の閏3月10日に書かれた、ということになるだろう。よって、昨日とは閏3月9日を指すことになる。

以上の点を考慮すると、44号文書は、慶長4年閏3月の状況を示すものと見てよかろう。なお、『山口県史』史料編・中世3において、上記の6つの毛利輝元書状のうち、「この文書は慶長四年閏三月のものと思われる。」としているのは、この44号文書と、後掲の47号文書のみである。この点には留意しておく必要がある。

【45号文書】（『山口県史』史料編・中世3、光成本のE文書）と

g 両三人ニ被仰聞候哉、可然候、

- 一 a 下やしきへ（い脱カ）事尤候、我等も其申事まで候、此意わ一刻も急たく候、只今安国へも申候、へいをも先急候へと榎中に申聞事候、御方も可被仰候而給へく候、
- 一 b 蜂阿・如水・加主さゝへハさたまりたる事候、c とかくはや中国の大事まで候、d 然とも家康懇非大かた事候、e 彼衆身ニハあられぬと聞え候、何篇被思召寄所よるひる可承候、かしく、f 御方御気分よく候事肝心候、尚以不可有御緩候、

下線 a は、「下やしき」の普請が遅れていることを叱責し、「へい」（＝塀）を急ぐように、榎本元吉へ申し聞かせるように指示している。「下やしき」については、前掲の43号文書に出てきたほか、普請について榎本元吉と相談するように指示したことは、前掲の30号文書に出てきたので、同様に45号文書も慶長5年に比定できる。ただし、普請の遅れを叱責していることから、45号文書は、前掲の30号文書、43号文書よりも時期的にあとのものであることがわかる。

下線 b は、蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正について、「さゝへ」（＝支障⁽¹⁶⁾）になることが定まった、としている。この場合の「さゝへ」とは「支障」という意味であるから、豊臣公儀にとっての支障、つまり、蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正が慶長5年7月17日の豊臣公儀からの家康放逐を決定した豊臣公儀の方針（＝「内府ちかひの条々」）に従わないことが明らかになった、という意味になる。

光成本（37頁）では、下線bにおける「さゝへ」について、「方針」と現代語訳をしているが、この点については、上述したように、「さゝへ」＝「支障」という意味にとった方が、文脈として意味が通ると思われる。

その結果、下線cにあるように、早くも（こうした蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正の動向が）「中国」（＝毛利氏の領国）にとって「大事」（＝危険なこと⁽¹⁷⁾）になっている、としている。これは、慶長5年7月の反家康決起の時点で、黒田如水（豊前国中津城主）と加藤清正（肥後国熊本城主）は九州に在国し、蜂須賀家政の居城は四国の阿波国徳島城であるので、毛利氏の領国である中国地方から見れば、隣接する九州、四国に敵が出来た、ということへの危機感を示している。

そして、下線dにあるように、この3人（蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正）は家康と非常に懇意である、としている。

さらに、下線eにあるように、「彼衆」（＝蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正）は、「あられぬ」（＝そうあってはならない、或いは、とんでもない⁽¹⁸⁾）と非難している。

こうした記載からすると、毛利輝元は親家康のスタンスに立つ蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正とは明確に敵対する立場を表明していることがわかるので、この書状は慶長5年7月中旬～8月頃のものと考えられる。

下線fは、毛利輝元が毛利元康の健康状態を心配していることを示しており、前掲の30号文書、43号文書、後掲の46号文書にも見えるので、前掲の30号文書、43号文書、後掲の46号文書と、この45号文書が一連の関連があることを示すものである。

また、下線aの「下やしき」普請（或いは、それに関する記載）も、前掲の30号文書、43号文書、後掲の46号文書にも見えるので、前掲の30号文書、43号文書、後掲の46号文書と、この45号文書が一連の関連があることを示すものである。

ちなみに、前掲の44号文書と後掲の47号文書には、このように毛利輝元が毛利元康の健康状態を心配している文言、及び、「下やしき」普請関係の記載は見られない。

よって、30号文書、43号文書、45号文書、46号文書（いずれも慶長5年に比定できる）と、44号文書、47号文書（いずれも慶長4年閏3月に比定できる）は内容的に関連がない別々の文書群であることがわかる。

下線gの「両三人」については、毛利輝元が大坂城西の丸に入城した際に、子の秀就（6歳）が大坂城本丸の秀頼の元へ出仕したが、その時に児玉元兼・国司元蔵・児玉元次の3人が「御後見」として付けられたので⁽¹⁹⁾、この3人を指す可能性が高い。

この3人に対して、下線b、c、d、eのことを申し聞かせるように、という輝元からの指示であろう。

【46号文書】（『山口県史』史料編・中世3、光成本のA文書）

たそ進之候而申度候へとも、左様之者ニハ用申付無寸暇候、先書中にて申候、

- 一 a 自治少・小西・寺沢被越候ハねらいたて仕候者、一かう珍事なく、結句手おきたる、
- 一 b 於于今ハ仕合候条、自此方可被仕懸候、左候ハ、 c 輝元天馬のこたく罷下陣取、あまさきへ持つゝけ候様ニと被申候事、
- 一 d 面むきハさ様申候か、彼衆申候所ハ御城ハ彼方衆持候と聞え候、此方衆一切出入とまり、不入立之由候事、
- 一 e 増右被申事ニ、とかく治少より身を引候へてハ、すみ候ましく候、と被申たる由候、
- 一 f 右分候時ハ、はや彼方へミな成候と聞え候、此時ハかぢ之取さま肝心候間、禪高先長

老を以内々調略可申候と安国被申候、何も爰元へやかて被越候而可相談にて候、禪高折ふし昨日被越候、種々引成たかり被申候間、自此方申候者、可成候、いかゞ被思召候哉、可承候、

- 一 g 上様被仰置之由候而、昨日、内府・景勝縁辺之使、互ニ増右案内者にて調候、内心ハそれニハそミ候ハす候、h 公儀ハ上様御意まゝと景勝ハ被申由候へとも、是もしれぬ物にて候、とかくはやよいめに成行候間、爰ハ分別之ある所候、
- 一 i 御城つめニハ、こいて・かたきりなと居候、是ハ内府かたにて候、如此候時ハ、何もかもいらさる趣候、
- 一 j 自大刑少被申事ニ、下やしき罷下之由、不可然候、内府むかいつらに成候様ニ候との事候、k 治少へも此中、秀元に人数三千副遣たる、とさた申候、大刑よく存候間、一円左右にてハなく候と申へく候、たゞ引取てかたんむやくにて候、辻合はかり可然候との内意候、
- 一 l 下やしき普請事ハ申付候するや、いかゞ候はんや、申付候而可然候すると存候、被思召所可承候、先あらまし申候、透候ハ、何にても可申候、
- 一 m 御気分いかゞ候や、是非此節候、又いおうにてよく候や、具可承候、恐々かしく、n 内々たんきも此時候、かしく、

下線 a は、石田三成・小西行長・寺沢広高より（連署状が）来て（述べてあることとして）、「ねらいたて仕候者」（＝徳川家康）は一向に「珍事」がなく、結局「手おきたる」（＝手をこまねく⁽²⁰⁾）ことになった、としている。

下線 a の文意を取るためには、「ねらいたて」という文言の解釈がポイントとなる。この文言は、茶道の用語で「ねらい^{たて}点」という語にあたり、「狙い^{ねら}点^{たて}」とは「ここぞという見せ場のねらいを定めて（茶を）点てる」という意味である⁽²¹⁾。つまり、「ねらいたて」の「たて」は“茶を^たてる”という意味の「たて」である。この連署状を書いた中心人物は石田三成と思われるので、こうした茶道の用語を文中の文言として、さりげなく使用している点に三成の教養の高さが窺える。

上記の点を考慮すると、これは、具体的には、上杉討伐発動直前の状況を指していると思われる。上杉景勝に落ち度があるわけではないので、周囲は家康に対して景勝と話し合いをするように度々進言したが、家康はこの進言を無視して上杉討伐を強引に決定したという経緯があった⁽²²⁾。

本来であれば、家康は上杉討伐を政治的・軍事的に華々しい「見せ場」として遂行したかったのであろうが（＝「ねらいたて」）、上述のように、実際には家康はスムーズに上杉討伐の発動に漕ぎ着けられない状況（＝「手おきたる」）であった。このことを石田三成などが揶揄した表現ととらえることができる。

光成本（29頁）では、「ねらいたて仕候者」について「私の命を狙った者達」と現代語訳しているが、この解釈は再検討が必要と思われる。

下線 b にあるように、家康が強引に上杉討伐を発動しようとしている状況を見て（「於今ハ仕候条」）、危機感を持った石田三成は、こちら（＝石田三成、小西行長などの方）から（家康に対して軍事行動を）仕掛けるべきである、としている。

下線 c は、そのためには、「毛利輝元が「天馬」のように（天から）下り立って、陣取りをして、天（＝空^{あま}という意味）の先まで（勢いを）持ち続けるように」と石田三成・小西行長・寺沢広高が述べた、としている。

この文章は、内容としては比喩を示すものであり、毛利輝元を「天馬」に例えている。このことは反家康決起の軍事的中核として毛利輝元を見ていることを示している。そして、この比喩

の文が意味するところは、毛利輝元に対して三成たちが自分たちに味方してほしい、という出陣要請をしているのである。このことは、反家康決起の当初の中心人物は石田三成、小西行長などであり、そこに毛利輝元が軍事的中核として加わる、という構図が読み取れる。

下線cについて、光成本(29頁)では、「輝元も天馬のように都から下って、陣営を尼崎へ敷き続けるように」と現代語訳している。しかし、46号文書には「都から」という文言に該当する記載はないので「都から下って」と現代語訳している点は妥当ではないと思われる。

下線cは比喩の文章であるので、「天馬のことく」という記載からすれば、「罷下」というのは、「天」から「罷下」と読み取るべきである。

そして、下線cが「あまさきへ陣取持つけ」(下線筆者)と書いてあれば、光成本の「陣営を尼崎へ敷き続け」という現代語訳になるのかもしれないが、実際には、下線cは「陣取、あまさきへ持つけ」となっているので、光成本の上記の現代語訳は成り立たないことになる。

そもそも、下線cにおける「あまさき」を「尼崎」という地名に比定する光成本の理解自体に無理がある。なぜなら、当時、「尼崎」は「あまさき」ではなく、「あまがさき」と呼称したからである。

その証左として、「1567年(永禄10年)7月8日附、堺發、パードレ・ルイス・フロイスの書翰」⁽²³⁾には、「當地方の重立ちたる約二十五人のキリシタンの武士、アマガサキと稱し、當地より七レグワの大なる村に於て會合し」(下線引用者)と記されている。この記載からは、「尼崎」は「アマガサキ」と呼称されていたことがわかる。

よって、下線cにおける「あまさき」は「尼崎」という地名を指すのではなく、下線cが比喩の文章であることを考慮すれば、「あまさき」は「天(=空)の先」と理解すべきである。

下線dは、石田三成などは、公式には(家康に対して軍事行動を仕掛けると)そのように言っているが、石田三成など(「彼衆」)が言うには、「(肝心の)大坂城(「御城」)は家康方(「彼方衆」)が持っているため、石田三成方(「此方衆」)は、一切、大坂城への出入りができず立ち入れない」とのことである、としている。

下線dにおける「此方衆」は、下線bにおける「此方」と同じく、石田三成方を示す。一方、下線dにおける「彼方衆」は石田三成方と敵対する徳川家康方を指している。

このことから、大坂城西の丸が家康によって占拠されており、石田三成方を排除している状況がわかる。

こうした状況を打開するため、その後、7月に毛利輝元は上坂してすぐに大坂城西の丸にいた佐野綱正(家康家臣で大坂城西の丸留守居)を排除して大坂城西の丸に入っている(その後、佐野綱正は伏見城に移った)⁽²⁴⁾。

下線eは、増田長盛が言うには、「とにかく石田三成が身を引かなければ、(この反家康の決起はこのままでは)決して済まない(=もっと拡大する)だろう」⁽²⁵⁾と述べた、としている。このことは、反家康の決起の中心人物が石田三成であったことを示している。

下線fは、このまま上杉討伐が発動されてしまうと、家康方(「彼方」)に諸大名が付いてしまうので、(家康と親しい)山名禪高によって(上杉討伐の発動をやめさせるように)家康に内々に調略をおこなうべきである、と安国寺恵瓊が述べた、としている。

このことは、上述した、石田三成・小西行長などの毛利輝元に対する出陣要請にもかかわらず、この時点では、いまだ毛利輝元は、家康に調略をおこなって上杉景勝との和解(つまり、家康が上杉討伐を発動しないこと)を画策していたことを示している。

下線gは、上様(=豊臣秀頼)の仰せとして⁽²⁶⁾、昨日、徳川家康と上杉景勝の使者が互いに、増田長盛の取り次ぎによって(話を)調べたが、(家康側と景勝側それぞれが)内心では(そうした

考えは) 伴っていない、としている。

このことから、この時点でも秀頼の命として、五奉行の一人である増田長盛が取次として、家康と景勝の調停をはかったが不調におわった、ということがわかる。

下線hは、このことに関連して、公儀については上様（＝豊臣秀頼）の御意のまま（に従う）と、上杉景勝は述べているが、これも（景勝の本心は）わからない、としている。

このことは、上杉景勝が本心では家康との調停に応じない意向であろう、と輝元が見ていたことを示している。

下線iは、大坂城詰めとして小出秀政、片桐且元などがいるが、これは家康方（「内府かた」）である、としている。この下線iは、上述した下線dにおける「御城ハ彼方衆持候と聞え候」と同じことを述べている。この場合は、「彼方衆」ではなく、「内府かた」というように明確に記されていることと、家康方として、小出秀政、片桐且元という名前が出てきている点が注意される。この下線iも下線dと同様に、家康による大坂城西の丸占拠を示している。

下線jは、毛利輝元が下屋敷へ下ることをやめて、家康と「むかいつら」になるように、と大谷吉継が述べた、としている。「むかいつら」は「正面、または、真向いにあるもの」⁽²⁷⁾ という意味であるので、毛利輝元を家康と対抗させよう、という意味にとることができる。逆に言えば、毛利輝元が下屋敷へ下ると家康に対抗できない、という意味にとれるが、そのことが具体的にどのような状況を指すのかは不明である。想定としては、家康が上杉討伐を発動した場合にそれに対抗するための軍事オプションを想定している可能性もある。

下線jに出てくる下屋敷（「下やしき」）というのは、下線lに出てくる下屋敷（「下やしき」）を指すと思われるので、この時点では、まだ普請の途中であったことになる。

ここで重要なのは、大谷吉継が反家康のスタンスに立ち、毛利輝元方（つまり、石田三成方）についている、という点である。

下線kは、この間、毛利秀元に人数3000（の兵力）を添えて遣わした、と毛利輝元が石田三成に知らせた、としている。この兵力供出が、この時点でどのような意図からおこなわれたのかは不明であるが、下線cの石田三成による毛利輝元への出陣要請を考慮すると、家康が上杉討伐を発動した場合に、毛利・石田方で反家康決起の軍事オプションを想定して、そのために動かせる先手の軍勢としての意味があるのかも知れない。

下線lは、下屋敷の普請が進捗していないことへの叱責と思われる。

下線mは、毛利輝元が毛利元康の健康状態を心配していることを示している。

下線nにおける「たんき」とは「暖気」を指す。「暖気」とは「非常な暑さ、または、暑い天気」⁽²⁸⁾ という意味であるので、この書状が出された時期が夏の暑い時期であることを示している。この時期的な点から見ても、この書状が慶長4年閏3月に出されたものではないことがわかる。

以上の内容を総合的に考えると、この書状が出された時期は、家康が上杉討伐により大坂を出陣する慶長5年6月16日⁽²⁹⁾の直前にあたる慶長5年6月上旬であると考えられる。毛利輝元は6月上旬に国許に下国しているので⁽³⁰⁾、輝元が帰国する直前の時期であると考えれば、状況的には符合する。

また、上述したように、下線nにおける「たんき」（＝暖気）という記載の意味から、この書状が出された時期が夏の暑い時期である、としたこととも時期的には符合する⁽³¹⁾。

この書状内容からは、①石田三成、小西行長、寺沢広高、大谷吉継は、この時点（慶長5年6月上旬）では反家康のスタンスである、②毛利輝元は石田三成など反家康方から出陣要請を強力に受けていたものの、この時点（慶長5年6月上旬）ではまだ徳川家康と上杉景勝との調停を

画策していた、③しかし、毛利輝元はこの両者の調停の行方については楽観的な見通しを持っていない、④そのため、毛利輝元は石田三成に近いスタンス（反家康のスタンス）であった（例えば、毛利秀元に兵力3000を添えて遣わしたことを石田三成に通知している）、⑤五奉行の一人である増田長盛も、この時点（慶長5年6月上旬）ではまだ中立的なスタンスであり、毛利輝元の意向に沿って徳川家康と上杉景勝との調停に動いていた、⑥大坂城詰めの小出秀政、片桐且元は、この時点（慶長5年6月上旬）では家康方であった、⑦このように、この時点（慶長5年6月上旬）では家康方、反家康方という両グループが形成されており、反家康方の中心人物は石田三成であった、⑧石田三成は家康による上杉討伐の発動に相当な警戒感を持ち、反家康決起の軍事オプションを想定して、その軍事的中核に毛利輝元を想定し、輝元に対して出陣要請をしていた、などの諸点がわかる。

【47号文書】（『山口県史』史料編・中世3、光成本のF文書）

- a あつかい調、治少ハ佐ほ山へ被罷越、息ハ大坂へ被罷居、秀頼さまへ御奉公候へとの事候、
b 為一礼夕部、内府息被罷越候、 c 右之趣不存候てやらん、夜前も所ニより大さわき候つる、
d 安国寺やかて治少へ被罷越候、弥様子可聞之候、 e 内府へも被参候而万被申談候へかしと
申候、 f 気分悪せうし千万候、御気分如形候ハハ、後刻可有御出候、かしく、

下線aは、「あつかい」（＝調停）が調った結果、石田三成は佐和山（三成の居城）へ行くことになり、その息子は大坂にいて、秀頼様へ御奉公することになった、としている。

下線bは、一礼のため、昨夜、家康の息子が毛利輝元のところへ来た、としている。これは、前掲の44号文書に関する検討の箇所でも述べたように、この「あつかい」（＝調停）を毛利輝元が取り仕切ったことに対して、家康の代理として家康からの礼を輝元に述べた、という意味であろう。

下線cは、前掲の44号文書に記されていたように、この調停の件については、家康から輝元に対して内密にするように伝えられていたため、「あつかい」（＝調停）が調ったことを知らずに、昨夜（「夜前」）も（伏見において）場所により大騒ぎをしている所があった、ということであろう。この下線cの記載から、毛利輝元は、この頃は伏見にいたことがわかる。

下線dは、安国恵瓊がやがて石田三成のところへ行き、状況を聞く予定である、としている。三成と会った結果の報告が、前掲の44号文書の下線eであるから、47号文書の方が44号文書より時間的に前に書かれた、ということになる。

下線eは、安国恵瓊が石田三成と会った後に、家康のところへも行き、いろいろと相談する予定である、としている。これは、石田三成の佐和山隠居後の政治運営について、毛利輝元の代理として、もう一人の大老である家康の指示を仰いだ、ということであろう。

下線fにおける「せうし千万」（＝笑止千万）とは「非常にあわれに痛ましく思う」⁽³²⁾ という意味であるから、下線fは毛利輝元の石田三成に対する強い同情の気持ちをあらわしていることになる。

以上の点を考慮すると、47号文書は、慶長4年閏3月の状況を示すものと見てよからう。なお、上述したように、『山口県史』史料編・中世3において、上記の6つの毛利輝元書状のうち、「この文書は慶長四年閏三月のものと思われる。」としているのは、この47号文書と、前掲の44号文書のみである。

おわりに

以上のように、本稿での検討の結果、『山口県史』史料編・中世3の30号、43号、44号、45号、46号、47号の各文書のうち、慶長4年閏3月に比定できたのは、44号文書と47号文書だけであった。この点については、前掲『山口県史』史料編・中世3の年次比定と合致する。

その他の30号、43号、45号、46号の各文書は、慶長5年の関ヶ原の戦いの前段階や上杉討伐に関係する内容であることから、いずれも慶長5年に年次比定できる（個々の文書の年月の比定については表1参照）。

その意味では、30号、43号、44号、45号、46号、47号の各文書を慶長4年閏3月に比定している光成本の考察とは、本稿での検討結果は異なることになった。

例えば、44号文書と47号文書だけが慶長4年閏3月に比定できる、とする本稿の検討結果からすると、上杉景勝は慶長4年閏3月の反石田三成訴訟騒動に関係していないことになる。

また、43号文書と46号文書の内容からすると、慶長5年6月上旬の時点で、石田三成は上杉景勝に味方する一方、反家康のスタンスで毛利輝元と連携するスタンスをとっていたこともわかる。慶長5年6月上旬は、翌月の7月17日に「内府ちかひの条々」が出される約1ヶ月前にあたる。この時点では三成はまだ正式に奉行職に復帰する前の段階にあったが、すでに水面下で積極的に政治的動きをしていたことになる。

その他の具体的な諸点は上述したので、「おわりに」ではまとめないことにするが、上記の各文書に関して、光成本の史料解釈と本稿の史料解釈のどちらが妥当であるのか、という点の判断は読者諸兄の御判断に委ねることとして擱筆したい。

〔註〕

- (1) 拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である－フィクションとしての豊臣七将襲撃事件－」（『史学論叢』48号、別府大学史学研究会、2018年）。
- (2) 光成準治『関ヶ原前夜－西軍大名たちの戦い』（日本放送出版協会、2009年）。
- (3) 前掲・拙稿「豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である－フィクションとしての豊臣七将襲撃事件－」。
- (4) 『山口県史』史料編・中世3（山口県、2004年）。
- (5) 前掲『山口県史』史料編・中世3（755～756頁）。光成本（34頁）。
- (6) 前掲『山口県史』史料編・中世3（761頁）。光成本（33頁）。
- (7) 前掲『山口県史』史料編・中世3（762頁）。光成本（35頁）。
- (8) 前掲『山口県史』史料編・中世3（762頁）。光成本（37頁）。
- (9) 前掲『山口県史』史料編・中世3（762～763頁）。光成本（28～30頁）。
- (10) 前掲『山口県史』史料編・中世3（764頁）。光成本（41～42頁）。
- (11) 「表向き」には「正式なこと」という意味（『日本国語大辞典（第二版）』2巻、小学館、2001年、1434頁）や「公式の面」という意味（『時代別国語大辞典』室町時代編1、三省堂、1985年、1149頁）がある。
- (12) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（思文閣出版、2017年、237頁）。
- (13) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（120頁）。
- (14) 光成本（38頁）では、この三人衆について、後掲の45号文書（光成本のE文書）に出て

- くる蜂須賀家政・黒田如水・加藤清正を指すものと推測しているが、後述するように後掲の45号文書は、私見では慶長4年には比定できないことから、この点について、私見は光成本の見解とは異なる。
- (15) 「おれたる」における、「おれ」は「愚る（おる）」（＝「放心状態になる」、新村出編『広辞苑（第七版）』、岩波書店、2018年、458頁）の連用形であり、完了の助動詞「たり」の連体形「たる」に接続している。
 - (16) 『時代別国語大辞典』室町時代編3（三省堂、1994年、89頁）では「ささへ（支・障）」の意味について「物事の順調な進行を阻害するもの。支障。」としている。また、土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、1980年、560頁）では「ササエ（支・障へ）」の意味について「さし止める、あるいは、阻止する」としている。
 - (17) 前掲『邦訳日葡辞書』（179頁）。
 - (18) 『日本国語大辞典（第二版）』1巻（小学館、2000年、638頁）。『時代別国語大辞典』室町時代編1（三省堂、1985年、250頁）では「あられぬ」の意味として、「不都合なこととして是認できないものである意を表す」としている。
 - (19) 『萩藩閥閥録』1巻（山口県文書館、1967年発行、1979年復刻、422頁）。
 - (20) 『日本国語大辞典（第二版）』9巻（小学館、2001年、517頁）には「てを置く」の意味について「処置に窮する。施すすべがない。思案にあまる。手をこまねく。」としている。この場合は、「手をこまねく」という意味が妥当と思われる。後述するように、「ねらいたて」の「たて」は“茶を点てる”という意味の「たて」であるから、「手おきたる」は“茶を点てる”という動作をやめる、という意味も含まれている、と考えられる。（攻撃しようとして振り上げた）手をおろす、のではなく、手を置く（＝茶を点てる動作と関係する）、という表現に注意したい。
 - (21) 筒井絃一『新版利休百話』（淡交社、1999年、150頁）。「ねらい^{たて}点」の史料としての出典は、『貞要集』（木芽文庫東京研究会翻刻「貞要集（三）」、『茶湯－研究と資料－』23号、木芽文庫編集、思文閣出版発行、1994年、80頁）であり、「ねらい立」は「拍子立」、「あら立」、「りきミ立」、「自慢立」、「しやん〜立」、「こハし立」などと共に、目立つ茶の^{たて}点て方の悪例として（「目にたつ立やうみな悪し」）出てくる。『貞要集』では、この話は千利休が細川三斎に話したこととしている（「右此心持にて茶道可嗜事と利休三斎公へ物語のよし古書に有之候」）。よって、千利休の時代に「ねらい立」という茶の点て方があったことがわかるので、石田三成が茶道の用語として「ねらいたて」という言葉を使用していることは何ら不自然ではない。木芽文庫東京研究会翻刻「貞要集（三）」の解題によれば、『貞要集』（宝永7年〔1710〕成立）は有楽流の茶書であり、著者は松本見休である。
 - (22) 拙稿「小山評定は本当にあったのか？」（渡邊大門編『家康伝説の嘘』、柏書房、2015年）。史料典拠は「吉川広家自筆覚書案（慶長六年）」（『大日本古文書』〈吉川家文書之二〉、東京帝国大学、1926年、917号文書）。
 - (23) 村上直次郎譯・渡邊世祐註『耶蘇會士日本通信』上巻（駿南社、1927年、408頁）。
 - (24) 『史料綜覧』巻13（東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1954年発行、1982年復刻、慶長5年7月17日条、231頁）。
 - (25) このことは、逆に言えば、石田三成が身を引いて反家康の決起をあきらめたら、（この反家康の決起は）済んでしまう（＝不発に終わる）、という意味になる。
 - (26) 前掲『山口県史』史料編・中世3（763頁）では、この「上様」について「豊臣秀吉」に比定しているが、私見では、この文書は慶長5年のものと考えられるので、この「上様」は

豊臣秀頼に比定すべきである。

- (27) 前掲『邦訳日葡辞書』（429頁）。
- (28) 前掲『邦訳日葡辞書』（181頁）。
- (29) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（120頁）。
- (30) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（237頁）。
- (31) 例えば、慶長5年6月10日（太陰太陽暦）を当時の6月上旬の一例とすれば、グレゴリオ暦（太陽暦）では、1600年7月20日であるので、季節的には真夏の時期にあたる。
- (32) 前掲『邦訳日葡辞書』（797頁）。

表1

『山口県史』史料編・中世3における関係文書の年次比定

『山口県史』史料編・中世3の関係文書	光成説 ^(注1)	白峰説
30号文書(光成本 ^(注2) のC文書)	慶長4年閏3月	慶長5年6月上旬
43号文書(光成本のB文書)	慶長4年閏3月	慶長5年6月上旬
44号文書(光成本のD文書)	慶長4年閏3月	慶長4年閏3月
45号文書(光成本のE文書)	慶長4年閏3月	慶長5年7月中旬～8月頃
46号文書(光成本のA文書)	慶長4年閏3月	慶長5年6月上旬
47号文書(光成本のF文書)	慶長4年閏3月	慶長4年閏3月

(注1) 光成説は、光成準治『関ヶ原前夜 - 西軍大名たちの戦い』(日本放送出版協会、2009年)における光成氏の見解を指す。

(注2) 光成本とは前掲・光成準治『関ヶ原前夜 - 西軍大名たちの戦い』を指す。